

2月10日(水)令和3年度当初予算記者会見

発表内容

それでは、お配りしております、縦書きの資料、令和3年度当初予算(案)の概要をご覧ください。

まず、1ページ目の令和3年度予算編成の基本方針であります。

本市の財政状況は、人口減少や新型コロナウイルス感染症の影響などにより、市税の減収が見込まれる中、社会保障関係費は増加傾向にあるとともに、公債費についても依然として高い水準で推移するなど、楽観視できる状況ではないと認識しております。

また、新庁舎整備事業や道の駅「くるくる なると」整備事業などの大規模事業にも取り組んでいくことから、今後の財政需要を的

確に見込み、将来を見据えた財政運営に特に留意する必要があります。

こうした状況の中、本市では、様々な行財政改革を着実に進めるとともに、本市の将来都市像の実現に向け、「第六次鳴門市総合計画 後期基本計画」や「なると未来づくり総合戦略2020」に掲げる重点事業について、積極的に展開することにより、将来にわたり持続可能な健全財政の構築とまちづくりの推進に努めております。

こうしたことから、令和3年度当初予算では、道の駅「くるくるなると」整備事業などの市政発展に資する事業について、引き続き積極的な予算配分を行うとともに、「なると未来づくり総合戦略2020」に掲げる重点事業を着実に実施することにより、本市の将来をしっかりと見据えたまちづくりを着実に推進できる予算となるよう、予算編成を行いました。

続きまして、予算規模についてご説明いたします。

令和3年度の一般会計当初予算は290億3,000万円となり、前年度当初予算と比較して、43億6,600万円、率にして17.7%の増となり、過去最大の予算規模となりました。

なお、概要や特別会計につきましては、資料の2ページから8ページに記載しておりますので、ご一読いただければ幸いです。

また、9ページから26ページが今回の当初予算にかかる主要施策の一覧となっております。

続きまして、令和3年度当初予算(案)及び令和2年度3月補正予算(案)の重点事業については、横書きカラーの資料でご説明いたします。

1ページをご覧ください。

はじめに、新型コロナウイルス感染症対策緊急支援策「第8弾」、「鳴門市観光事業持続化給付金事業」についてであります。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、大きな打撃を受けている観光関係事業者の事業継続を支援するため、鳴門市観光事業持続化給付金制度を創設いたします。

給付対象事業者につきましては、給付要件を満たす、「宿泊施設」、「観光施設」、「土産物小売店」、「タクシー・自動車運転代行業」を営む事業者でございます。

給付額につきましては、宿泊事業者は部屋数に応じて10万円から70万円、観光施設は一律40万円、土産物小売店は一律10万円、タクシー事業者等は、タクシー1台につき2万円を給付いたします。事業費は2,100万円で申請の受付は、令和3年3月26日までです。

2ページをご覧ください。

緊急支援策「第9弾」としまして、はじめに、「WITH(ウィズ)コ

「コロナ事前避難促進事業」であります。

大雨や台風接近により警戒レベル3以上の避難情報が発表されたとき、土砂災害や洪水、高潮の被害が予想される地域にお住まいの高齢者等、配慮を要する方や付き添いの方が、事前避難として「ホテル、旅館等」を利用した場合、1人あたり1泊5千円を上限に、宿泊費の補助を行うものです。

次に、「新型コロナウイルスワクチン接種事業」について、生命や健康を損なうリスクの軽減や医療への負荷の軽減、さらには、経済の安定につながることを期待されることから、市民の円滑な接種を実施するために必要な体制の確保を図ります。

次に、3ページをご覧ください。

「新型コロナウイルス感染対策対応事業所支援事業」につきましては、ウィズコロナやコロナウイルスからの回復後であるポストコロナ時代の経済社会の変化に対応するため、事業所が新たに

取組む事業を支援し、地域経済の発展を促します。売上が減少している市内中小企業が行う新型コロナウイルスに対応する事業であり、かつ継続性が見込まれる取組みについて支援いたします。補助金の補助率は事業費の2分の1であり、補助上限額は100万円です。

次に、「伝統的工芸品販路拡大支援事業」についてであります。

現在、新型コロナウイルス感染症の影響により、県内外の様々なイベントでの売上が減少、またPR不足となっている状況であります。

大谷焼が今後も事業継続していくために、インターネット販売促進やリーフレット作成などを行い、販路拡大や認知度向上を図って参りたいと考えております。

次に4ページをご覧ください。

「保育所等感染症予防対策補助金事業」並びに「公立保育所感染症予防対策事業」についてであります。

私立の保育所、認定こども園等といった保育施設等で行っている、新型コロナウイルス感染症対策に要する経費の助成を令和3年度においても継続して実施します。

対象となる経費は、感染予防のため必要となる衛生用品や備品を調達するために必要な費用、消毒作業を実施する職員の時間外手当などのかかり増し経費等となります。

また、公立保育所につきましても、衛生用品や備品を調達し、一層の感染症対策に努めることとしております。

次に、5ページをご覧ください。

「感染症対策等の学校教育活動継続支援事業」につきましては、各学校が感染症対策を徹底しながら、児童生徒の学習保障のための取り組みを継続実施するにあたり、学校長の判断で迅速かつ柔軟に対応することができるよう、学校教育活動の円滑な

運営を支援いたします。

一校あたりの額は、学校の規模に応じて80万円から160万円で、市内公立小学校13校、中学校は分校を含む6校を対象としています。

次に、「幼稚園の感染症対策支援事業」でございますが、国の交付金を活用し、市内公立幼稚園12園において、新型コロナウイルス感染症対策を実施するために必要となる保健衛生用品を購入し、幼稚園での更なる感染症予防を図ります。

続きまして、「うきうき 活力と魅力あふれる まちづくり」についてであります。

6ページをご覧ください。

「『鳴門の渦潮』を中心とした広域観光ブランディング事業」につきましては、南あわじ市と連携し、「鳴門の渦潮」を核とした観

光エリアのブランディングを行い、長期滞在型の観光地を目指します。

地域の観光事業者とともに商品・コンテンツ開発を行い、地域で稼ぐ仕組みを作ることで、持続可能な地域づくりを目指します。

アフターコロナ時代、さらには「大鳴門橋自転車道開通」や「2025大阪・関西万博」等を見据えた、「国内誘客」「滞在型観光」などを重点的に施策展開し、さらに新しい観光スタイルとし「ワーケーション」「魅力発信力の強化」などに対応した取り組みを通して、若者の定住促進、移住者の増加、交流人口の増加等を図ります。

7ページをご覧ください。

「四国のゲートウェイ推進事業」につきましては、市内外から集客できるイベントを民間団体との共催という形で実施するほか、地域のにぎわい創出のため、希望する団体にイルミネーションの設備を貸し出し、一部設置費の補助を行います。

また西のゲートである道の駅「第九の里」において、休憩スペー

スや看板等を整備し、訪れる方が快適な時間を過ごせるよう受け入れ体制の整備を行います。

次に、「サイクリングツーリズム推進事業」につきましては、サイクリストの受け入れ体制を整えるため、現在作成中の鳴門市自転車活用推進計画に基づき、受け入れ環境整備を進めます。

また鳴門・南あわじ間の自転車輸送やイベント等を引き続き実施し、大鳴門橋自転車道開通に向けて機運を盛り上げるとともに、地域の活性化と市民の健康づくりを促進します。

8ページをご覧ください。

「道の駅「くるくる なると」整備事業」につきましては、本事業は、交流人口拡大と地域活性化を図ることを目的とする「四国のゲートウェイ推進事業」の基幹施設として、鳴門市大津町の国道11号沿いに、国土交通省との一体型の道の駅整備を目指すものです。

事業の進捗状況といたしましては、現在、事業計画地において造成工事に着手しており、また、施設の管理運営を行う民間事業者のノウハウやアイデアを取り入れながら進めてきた実施設計業務については、この3月に完了する予定です。

今後については、令和4年春の開駅を目指し、令和3年度中に実施予定である、国土交通省への「道の駅」登録に関する申請準備を行うとともに、建築工事や外構工事等の早期完了に向けて進めてまいります。

9ページをご覧ください。

「地域産業活性化「鳴門モデル」推進事業」につきましては、令和4年春に開駅予定の道の駅「くるくる なると」では、新たな地域資源の発掘や地場産品を活用した新商品開発・販売販路開拓などにも取り組めます。

この地域商社機能を併せ持つ道の駅と、ふるさと納税事業を連携することで、商品開発力や販売ノウハウに加え、ふるさと納税

の販売・情報発信チャンネルとしての強みを活かした相乗効果により、新たな地域産業活性化の形「鳴門モデル」を推進してまいります。

10ページをご覧ください。

「スポーツコミッション活動推進事業」につきましては、スポーツツーリズムの推進やスポーツ大会・合宿の誘致などに取り組む地方公共団体とスポーツ団体、観光産業などの民間企業が一体となった組織として、スポーツを通じた地域振興の中心的な役割が期待されており、スポーツ庁においても組織の立ち上げが推進されております。

本市においても、平成30年度よりスポーツを産業として捉え、スポーツを通じた地域活性化に取り組んでいるところであり、今年度中にスポーツ団体や観光産業など、官民一体となったコミッションを立ち上げ、来年度からは、地域が連携して推進していく運営体制を構築してまいります。

11ページをご覧ください。

「サテライトオフィス等誘致支援事業」につきましては、現在、新型コロナウイルス感染症の影響で、都市部の企業を中心に会社機能の分散化のため、地方へ事業所を設置する動きがあります。

このような状況をとらえ、サテライトオフィス等の誘致を促進し、地元雇用の創出・定住人口の増加などにつなげるため、Web サイトの開設や助成制度の創設を行うなど、誘致施策の拡充を図ります。

続きまして、「ずっと笑顔で 生きがいを感じる まちづくり」であります。

12ページをご覧ください。

「保育士人材確保推進事業」につきましては、令和3年度から新たに、私立の保育所や認定こども園における保育士確保を推

進するための事業を実施します。具体的には、「新規就労や復帰支援を促進するための就労支援金及び転入支援金の支給」、「勤続年数に応じた手当・奨励金の支給」、「保育士職の魅力を伝えるパンフレットの作成」に取り組むこととしています。

13ページをご覧ください。

「ブックスタート事業」についてであります。

本市ではこれまで、絵本を通じて親子の絆を深め、子どもの豊かな人間性を育むため、4か月を経過したお子様がいる家庭に対し、読み聞かせ体験や絵本の配布を行ってまいりました。

この度、新たに令和3年4月以降に出生された児童を対象に、名前入りオリジナル絵本をプレゼントします。

こうした取組により、より一層、親子で絵本に親しむことのできる環境づくりを推進し、『絵本のまち なると』の実現につなげてまいります。

次に、「不妊治療費助成事業」につきましては、体外受精等の医療保険が適用されない特定不妊治療に要する費用の一部を県の不妊治療助成事業である「徳島県こうのとり応援事業」に上乗せして助成するものでございます。

14ページをご覧ください。

「地域医療連携強化事業」といたしまして、はじめに、「骨髄等移植ドナー助成事業」につきましては、骨髄等移植ドナー登録の一層の拡大及びドナーが骨髄等を提供しやすい環境の整備を図り、ドナー及びドナーが勤務する事業所の負担を軽減するため、休業補償等の助成を行うものでございます。

助成内容としましては、ドナーご本人へ1日2万円(上限14万円)を助成、ドナーを雇用する事業所については、骨髄等の提供1回につき5万円の助成となっております。

次に、「地域医療人材確保事業費補助金及び「健康づくりの推

進と地域の医療を守り育む基金」につきましては、市民が生涯にわたって健康で住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、平成29年3月に、「鳴門市健康づくりの推進と地域の医療を守り育む条例」を制定しております。本条例は、基本的施策として、「地域医療を守り育む人材の確保と育成」を掲げており、その一環として、医療体制、特に医療の担い手の確保を目的として、市民の健康を守る中核的な医療機関である「地方独立行政法人徳島県鳴門病院」に支援を行います。

15ページをご覧ください。

「フレイル予防推進事業」につきましては、加齢に伴う心身の機能が低下した状態である「フレイル」の兆候を早期に発見し、積極的な予防に繋げるため、鳴門市版フレイル予防推進事業を実施いたします。

質問票によるフレイルチェックとあわせて、体成分分析装置による栄養状態や筋肉状態の科学的な分析を行い、改善が必要な

方に対して、継続的・重点的な相談・指導に繋げることで、要介護状態への移行を抑制しようとするものです。

また、高齢者の社会参加を促すとともに、住民主体の健康づくり・介護予防の意識のさらなる醸成を図るため、フレイルサポーターなど地域で活躍するリーダー養成にも取り組みます。

16ページをご覧ください。

「人権フェスティバル開催事業」につきまして、本市では、毎年人権セミナーや人権文化祭などを開催し、様々な人権問題の解決に向けて取り組んできました。

近年では SNS 上での誹謗中傷など新たな人権問題も発生しており、これまで以上に周知・啓発の強化が必要であることから、各種人権啓発活動を総合的に実施する「人権フェスティバル」を開催します。

市民一人ひとりが、人権問題について正しい理解と認識を深め、互いの人権を大切に守りながら、共に暮らせる社会の実現を

めざし、広く人権尊重思想の普及・高揚を図ることを目的とします。

体験・ふれあいコーナーなど、市民が親しみやすく楽しむことができる要素を取り入れることにより、市民の方の参加を促し、人権尊重のまち鳴門をめざします。

次に、「パートナーシップ宣誓制度導入事業」につきましては、「パートナーシップ宣誓制度」とは、一方又は双方が性的マイノリティであるカップルが、日常の生活において相互に協力し合うことを約束した関係であることを自治体に対して宣誓できる制度で、宣誓を受けた自治体は証明書等を交付します。

この制度は、宣誓をしたカップルに法律上の効果を生じさせるものではありませんが、その関係を行政が認知することによって、当事者が抱えるさまざまな不安や困難を軽減する一つの手段になることをめざしています。

本市では、令和3年度中の導入を予定しており、制度導入に向

け、多様な性のあり方に関して理解を深めるため、市職員を対象に研修を実施するほか、制度について広く市民に周知を行います。

17ページをご覧ください。

「コミュニティ・スクール推進事業」につきまして、令和2年からの新学習指導要領では、「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という理念のもと、「社会に開かれた教育課程」の実現が重視されています。

そのためには、地域と学校が連携・協働していくことが重要であり、その具体的な取り組みが、コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)です。

コミュニティ・スクールでは、学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくことができます。

本市では、令和3年度に中学校2校・小学校5校の計7校をモ

デル校としてコミュニティ・スクールを導入し、令和4年度には市内全校において同制度を活用した特色ある学校づくりを進めます。

18ページをご覧ください。

「GIGAスクール構想推進事業」につきまして、文部科学省が掲げている「GIGAスクール構想」が、国の令和2年度補正予算において加速化されることとなりました。

本市としても校内における ICT 環境整備を優先課題とし、タブレット端末を活用した授業を効果的に行えるよう、特別支援学級及び特別教室へ大型提示装置を整備します。

また、徳島県が推奨する授業支援ソフトを導入し、スムーズな授業展開を図ります。

次に、「ICT支援員委託事業」につきましては、教員へのサポートとして、タブレット端末を活用した授業がスムーズに行えるよう、

機器のメンテナンスやタブレット端末の操作支援、故障時の対応等を行う ICT 支援員を3校につき1名配置します。

続きまして、「しっかり 安心・快適 住み良いまちづくり」でござ
います。

19ページをご覧ください。

「新庁舎整備事業」につきましては、引き続き、新庁舎整備の基
本理念である「市民の安全安心をまもり、絆をはぐくむ鳴門らし
い庁舎」の実現に向け、令和5年秋の竣工を目指した整備を進め
ます。

令和3年度の主な取り組みとしましては、本年1月に実施したプ
ロポーザル審査の結果、事業者を決定したデザインビルド事業の
中で、まずは新庁舎の実施設計を進め、年度内の策定、建設工
事への着手を目指して取り組んでまいります。

また、市民会館や市役所ロータリーに面する庭園、東側車庫等

の解体撤去を実施するとともに、個人が所有する隣接土地の取得を推し進めることとしております。

このほか、1月に締結した京都大学との連携協定に基づき、本市が所有する故増田友也氏設計建築の図面等を同大学に寄贈するため、設計図書のデジタル化に取り組んでまいります。

20ページをご覧ください。

防災対策事業として、4つの事業を実施いたします。

まず、「地震等災害対策普及啓発事業」につきましては、大規模災害の発生に備えた防災意識の高揚やフェーズフリー概念の浸透を図るため、総合防災フェアや出前講座による普及啓発を行います。

「災害用備蓄事業」につきましては、避難所での感染症対策に重点を置き、物資の整備を進めます。

「ハザードマップ作成・見直し事業」につきましては、令和2年1月に県から公表された「高潮浸水想定区域図」を基に、高潮ハザ

ードマップを新たに作成いたします。また、現在配布中の「土砂災害・洪水ハザードマップ」の内容を見直します。

「デジタル防災行政無線戸別受信機設置事業」につきましては、視覚障がいのある方の世帯に、防災行政無線の送受信に連動して起動する戸別受信機を無償貸与し、非常時の情報収集ツールとして活用していただきます。

21ページをご覧ください。

「「なると環境プラン推進計画2022」策定事業」につきまして、本市では、平成16年度に、50年先までを視野に入れ、「なると環境プラン2004—鳴門市環境基本計画—」を策定しています。

平成24年度には、計画に掲げている個別目標の達成に向け、「取り組み施策」と「重点実施事業」を5年ごとに見直し・推進するため、「なると環境プラン推進計画」を策定しております。

この度、平成29年3月に策定した「なると環境プラン推進計画2017」の計画期間が令和3年度で満了することから、本市の環

境や社会的な状況の変化等を踏まえ、「なると環境プラン推進計画2022」の策定に取り組みます。

22ページをご覧ください。

「都市計画マスタープランの見直し及び立地適正化計画策定事業」について、都市計画マスタープランは、市の都市計画に関する基本的な方針を定めたものでございます。

平成11年3月に策定したのち、社会経済情勢の変化に伴い、平成23年3月に見直しを実施しており、計画期間は令和12年度を目標年次とする20か年としておりますが、これまで概ね10年程度で改定を行ってきております。

本事業では、人口減少や少子高齢化等の社会経済情勢の変化や防災の観点などを踏まえ、持続可能なまちづくりの推進を目指し、都市計画マスタープランの見直しを行うとともに、居住・都市機能の緩やかな立地誘導など、総合的なまちづくり施策の展開を図るため、令和4年度末までを目途として「立地適正化計画」を

新たに策定します。

23ページをご覧ください。

「鳴門市・北島町共同浄水場整備事業」につきまして、旧吉野川を挟んだ対岸に位置する本市と北島町の浄水場は、老朽化が進み、耐震性能などに課題があるため、水道広域化の検討・協議を進め、共同浄水場として更新することとしました。

建設工事は、事業費約115億円で、設計・施工一括発注方式として実施することとし、今年度中に事業者と契約を締結する予定で、令和3年度から共同浄水場の整備に着手し、令和8年4月の供用開始を目指します。

令和3年度当初予算では、共同浄水場の設計・施工業務の事業費として19億円、同事業の実施における施工監理業務に3,600万円を計上しています。

最後に、「おおきく躍動 みんなで創る まちづくり」でございま

す。

24ページをご覧ください。

「自治体向け申し込み・アンケートフォーム及びビジネスチャット導入事業」について、自治体向け申し込み・アンケートフォームを導入することにより、各種申し込みや市民向けアンケート等について、パソコンやスマートフォン等を用いて、オンラインで利用いただける環境構築を進め、市民の皆様の利便性の向上を図ります。

また、行政内部の事務手続き等についてもデジタル化を進めることにより、平常時における職員間のコミュニケーションの強化及び事務改善や効率化を図るとともに、災害時やテレワーク時における職員間の連絡手段の確保も図ります。

25ページをご覧ください。

「鳴門市自治基本条例施行10周年記念事業」について、平成23年11月1日に施行され、「市民が主役のまちづくり」をうたった鳴

門市自治基本条例が、10周年を迎えることを記念し、これからの10年を考える記念講演会を開催したいと考えております。記念講演会のほかにも、

- ・「広報なると」の特集記事掲載

- ・これまでの10年を振り返るパネル展

なども検討しており、これまで以上に市民参加や市民協働を推進する1年にしたいと考えています。

以上で、記者会見にあたりまして 私からの説明を終了いたします。